

# 「潜在看護師に係る意識調査」結果とりまとめ

令和元年 12 月

大阪労働局

大阪労働局では、大阪府、大阪府ナースセンター<sup>\*1</sup>（以下「ナースセンター」という）、大阪府医療勤務環境改善支援センター<sup>\*2</sup>（以下「勤改センター」という）と連携して「潜在看護師<sup>\*3</sup>に係る意識調査」を実施し、その結果を以下のとおり取りまとめた。

## 1 調査の背景

- ・ 「第七次看護職員需給見通しに関する検討会報告書」(H22.12.21)では、2025年における看護職員の不足数は全国で4.1万人～12.1万人と推計されていたが、令和元年9月30日に開催された「医療従事者の需給に関する検討会第11回看護職員需給分科会」での資料「医療従事者の需給に関する検討会第11回看護職員需給分科会中間とりまとめ（案）」では、2025年の看護職員の不足数を6.1万人～27.3万人と推計しており、不足数は大幅に増大している。

なお、とりまとめ（案）では都道府県別の不足数も暫定値で示されてお

り、大阪府では 3.5 万人～4.6 万人が不足すると推計されている。

- ・ 一方、「看護職員の現状と推移」(H26.12.1「第 1 回看護職員需給見通しに関する検討会」資料)では、平成 22 年末現在で潜在看護職員は約 71 万人と推計されている。

## 2 調査の目的

- ・ H18 年に実施された「潜在看護職員調査」では、看護職として復職を希望している者は 77.6%と高いものの、子育て(43.8%)、夜勤の負担(15.9%)などの理由で復職が進んでいないとみられる。
- ・ 前記のとおり、大阪府でも相当数の看護師不足が生じていると推定される。
- ・ 本調査は、潜在看護師の看護職への復帰にむけての動向、復帰する上での阻害要因等を把握し、医療機関等へ情報提供することで、求人条件の見直し等が行われることで、潜在看護師の復帰に向けての環境整備を図ることを目的とする。

## 3 調査項目

別添「看護職等への復帰に関する意識調査」調査票のとおり(調査票は大阪労働局のホームページ上に設定する。)

#### 4 調査手順

- (1) 本調査は、大阪府ナースセンター（以下「ナースセンター」という）、大阪府医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という）、大阪府、大阪労働局が連携して実施する。
- (2) 調査対象者はナースセンターが連絡先メールを把握している潜在看護師3,562名とする。調査はオンライン調査で実施することとし、ナースセンターから調査対象者へメールで調査への協力依頼を行う。
- (3) メールに調査票へのリンクを張り、調査への協力者はリンク先で調査票に回答、送信する。
- (4) 送信された調査票は、勤改センター及び大阪労働局が共同でデータベース化して分析する。

#### 調査結果

- ・ 回答者数 323名（回収率9.1%）
- ・ 各質問の回答の分布は別紙2のとおり

#### （トピックス）

- ① 看護職への復帰を希望する者は85%と高い水準にある。
- ② 復帰できない理由は、「夜勤ができない」、「職場の受け入れ環境が不安」、「現在の医療技術についていけない」が多い。
- ③ 希望する勤務形態は、「夜勤なし」の正規職員もしくは非正規職員が圧倒

的に多い。

- ④ 「就労日の希望」と「就労時間の希望」をクロス集計したところ、1日6時間以内の勤務を希望する者の8割は週4日以内の勤務を希望し、1日6時間以上の勤務を希望する者の9割は週4日以上の勤務を希望している。
- ⑤ 就労を希望する施設は、病院では200～499床の中規模病院が、病院以外では無床の診療所、健診センター・労働衛生機関が多い。
- ⑥ 復職前の研修は7割が必要としている。特に、離職期間が5年以上の者の9割が研修は必要としている。
- ⑦ 研修期間は、離職期間が5年以内の者の8割が1週間以内としている一方、離職期間20年以上の全員が1週間以上としている。

## 5 調査結果の活用

調査結果は、大阪労働局、ナースセンター及び勤改センターのホームページ上で公開する。

本調査結果を踏まえ、求人の勤務形態、復職前研修の実施状況等について、医療機関を対象としたアンケートの実施を検討する。

#### ※1 大阪府ナースセンター

平成4年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、中央と各都道府県に設置された。中央ナースセンターは日本看護協会が厚生労働省から、大阪府ナースセンターは（公社）大阪府看護協会が大阪府から指定を受けて運営している。

業務の内容は、無料職業紹介（ナースバンク）事業、復職支援の相談および研修事業、離職時等の届出制度に関する支援事業、看護職を目指す方への進路相談等の調査等である。

#### ※2 大阪府医療勤務環境改善支援センター

医師、看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みとして勤務環境改善マネジメントシステム（以下、「マネジメントシステム」という）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センターが設置されました。大阪府では（一社）大阪府私立病院協会が運営している。

#### ※3 潜在看護師

看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師）の免許を持ちなが

ら、その仕事に就いていない人をいう。

平成 27 年 10 月に改正「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が施行され、氏名や連絡先などの基本情報を都道府県ナースセンターに届け出ることが必要になった。